

いばしょ

かん

ししん

「こどもの居場所づくりに関する指針」 とは？

かていちょう
こども家庭庁



すべてのこどもが安全で安心して過ごせる多くの
居場所を持てるために、こども家庭庁は、こども
の居場所づくりを進めています。



よりよいこどもの居場所が社会の中に広がって
いくことを後押しするための方針として、
「こどもの居場所づくりに関する指針」をつくる
こととしています。

いばしょ 居場所とは？



こどもが過ごす場所・時間、人との関係性すべてが、こども・若者にとって居場所になりえる。また、その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすかなど、こども本人の主体性を大切にする。

いばしょ おも とくちょう 居場所の主な特徴

こじんてき へんか ・個人的であり、変化しやすい

自分にとっての居場所が、ほかの人にとっての居場所ではないこともある。また、昨日居場所だと思っていた場が、今日は居場所だと感ずられないこともある。

りっち ちいきせい えいきょう ・立地や地域性などの影響をうける

お寺や神社が多い地域や、商店街がある地域など、どの地域にあるのかなどによって、影響をうける。

かんけいせい えいきょう ・人との関係性に影響をうける

だれかと一緒にいたかったり、人と距離をとって一人でいたいなど、人との関係に影響をうける。



いばしょ 居場所づくりとは？



いばしょ
居場所とは、こどもほんにんがき決めるものである一方で、
いばしょ
居場所づくりとは、だいさんしゃたにんちゅうしん
居場所をつくることである。そのため、いばしょかん
居場所をつくることにはへだ
隔たりがある。

だからこそ・・・

こどものこえきを聴きながら、



こどものしてん
視点に立ったいばしょ
居場所づくりがじゅうよう
重要

そのうえで・・・

それぞれのこどものとくせい
特性や、もと
求めているものに
おう
応じて、みぢか
身近にいばしょ
居場所を持つことがたいせつ
大切

いばしょ こどもの居場所づくりが めざ りねん 目指す理念



すべてのこどもが安全で安心して過ごせる多くの
居場所を持ちながら、将来にわたって幸せな状態
で成長し、社会で活躍していけるよう、「こども
まんなか」の居場所づくりを実現する。

? なぜ居場所づくりが必要なのか？

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係し、
こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠

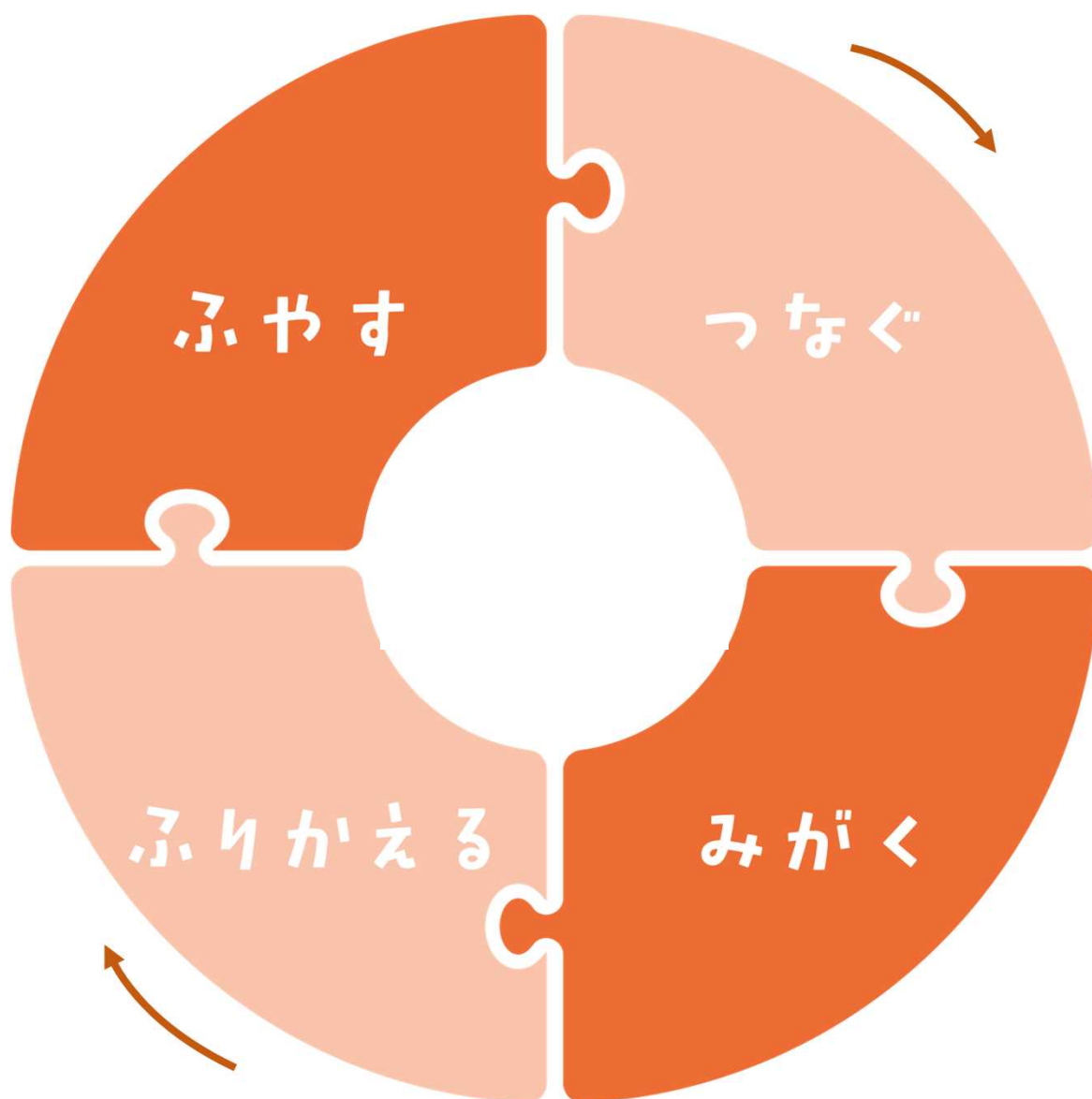
しかしながら、

- ①地域のつながりが薄くなっていて、地域の中でこどもが育ちにくい。
- ②こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。
- ③さまざまな価値観が広がってきている。

はいけい
といった、背景があります。

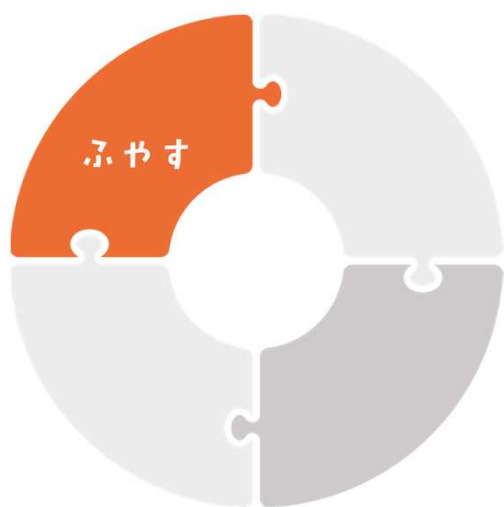
こどもの居場所づくりを どうすすめるか？

こどもの居場所づくりをすすめるうえでの
4つの基本的な視点

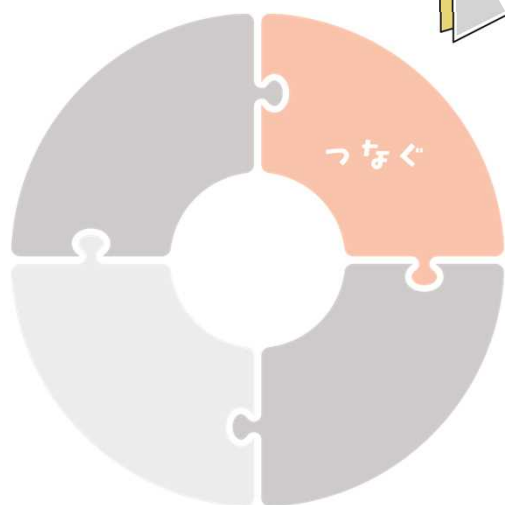
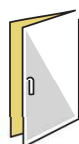


ぐるぐるまわりながら、こどもの居場所づくりを
すすめていくことが大切

いばしょ こどもの居場所づくりを どうすすめるのか

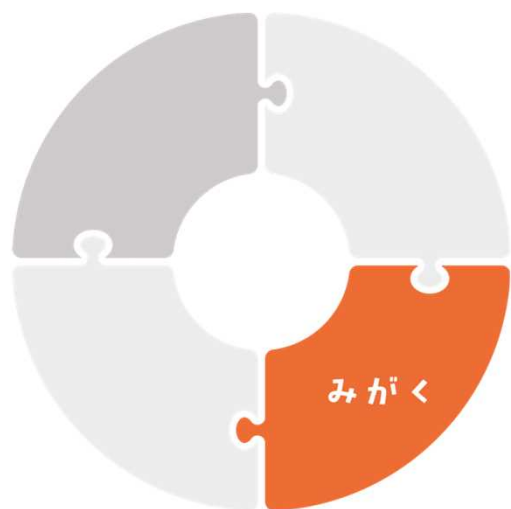


- こども・若者が居場所を持てているか、どういった居場所をもとめているのかなどを把握する。
- 児童館や公民館など、すでにある施設を活用して居場所づくりをすすめる。
- 新たに居場所づくりをしたい人を応援する。
- 居場所づくりが続いていくように、支える。
- 災害のときでも、居場所を持てるように、支える

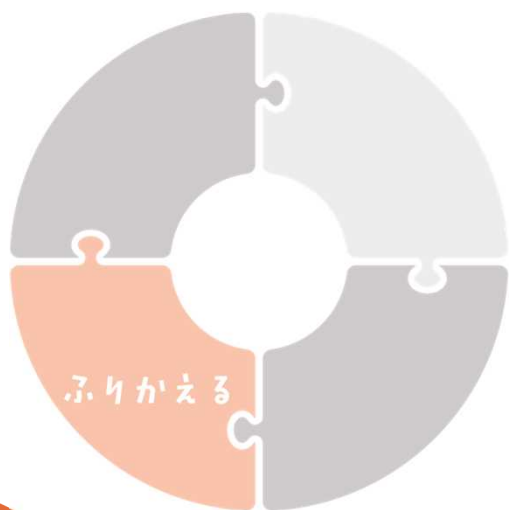


- 居場所に関する情報をわかりやすくまとめて、探しやすいとする。
- こどもの興味にそった居場所づくりによって、利用しやすいようにする。
- 自分ではなかなか利用しにくいこどもも、居場所につながるように工夫する。

いばしょ こどもの居場所づくりを どうすすめるのか

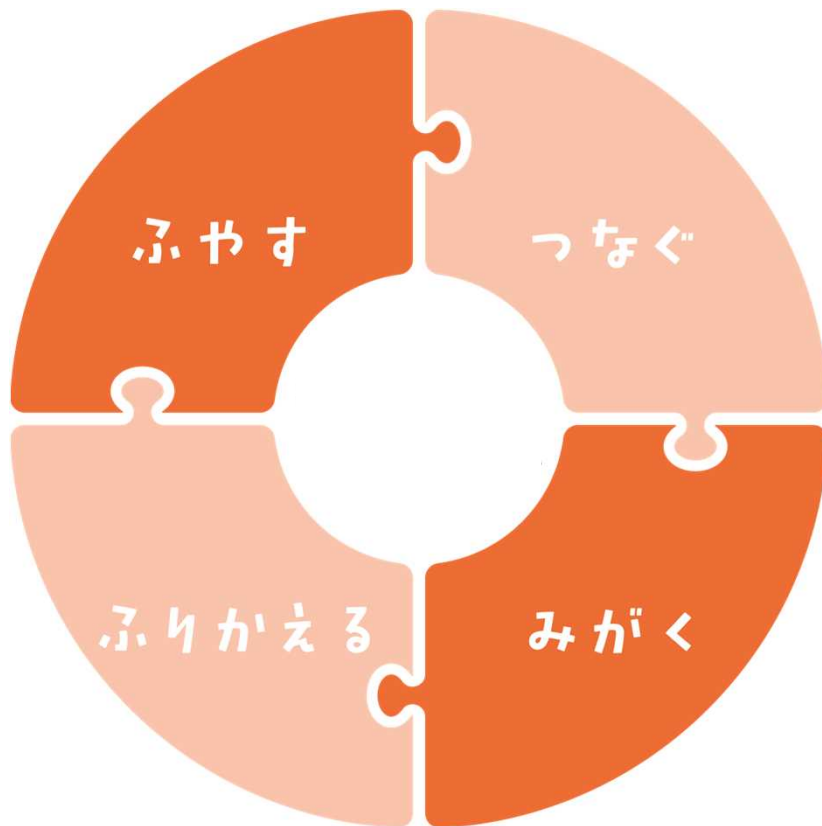


- しんしん あんぜん かくほ あんしん 心身の安全が確保され、安心してすごせる居場所づくりをすすめる。
- いばしょ さんかく こどもが居場所づくりに参画し、こどもとともに居場所づくりをすすめる。
- す す いしき どのように過ごすか、だれと過ごすかを意識した居場所づくりをすすめる。
- いばしょ どうし ほか しせつ いっしょ いばしょ 居場所同士や、他の施設などと一緒に居場所づくりをすすめる。
- かんきょう へんか いばしょ 環境の変化にあわせて、居場所づくりをすすめる。



- いばしょ ふ かえ 居場所づくりがすすんでいるかを振り返ることは必要だが、ひつよう どのようにふ かえ 振り返るのかについては、これからけんとう 検討していく。

すべての点に共通すること



1

こどもの^{こえ}声を聴き、こどもの^{してん}視点に立ち、
こどもとともに居場所をつくること

2

こどもの^{けんり}権利^{*}を守る^{まも}こと



3

^{くに}国や^{やくしょ}役所、^{しみん}市民が^{いっしょ}一緒に^{きょうりよく}協力して、こどもの
居場所づくりをすすめること

*こども・若者(わかもの)の権利(けんり)とは、大事(だいじ)に育(そだ)てられることや、意見(いけん)を言(い)えることなど、こども・若者が幸(しあわ)せに生(い)きるためのけんりのこと。

こどもの居場所づくりに関係する ひとの役割と体制



だんたい
団体や
ちいき やくわり
地域の役割

だんたい は、この方針をふまえて、地域の事情に応じた居場所づくりをすすめる。地域住民は、参加したり、こどもの見守りなどを積極的に行うことを期待する。



がっこう
学校や
きぎょう やくわり
企業の役割

がっこう は、こどもの居場所としての認識を持ちながら、他の機関と協力して居場所づくりをすすめる。企業は、運営のサポートなど積極的に行うことを期待する。



ちほうじちたい
地方自治体
くに やくわり
や国の役割

しちょうそん は、こどもの居場所づくりを計画的にすすめ、都道府県はその取り組みを支える。こども家庭庁のリーダーシップの下、一体となって居場所づくりをすすめる。